

## 令和7年度 姫路市経済振興ビジョン改定業務委託 要求水準書

### 1 業務名

令和7年度 姫路市経済振興ビジョン改定業務  
(以下「本業務」という。)

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 目的

姫路市総合計画の分野別計画として、姫路経済の成長と持続的な発展を目指し、成長への道筋を実現・実行するものとして今後取り組む戦略、施策を体系付けて整理した「姫路市経済振興ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定しており、本市の産業政策の指針として位置づけている。

人口減少社会の急速な進展や世界情勢の変化による不透明感が増す中で、今後の地域経済の発展の方向性を明確にすべく、10年先の本市経済のあるべき将来像を定めた新たなビジョンに改定する。

ビジョンの改定にあたっては、地域経済を取り巻く現状と課題について十分に理解を深め、経済界等の関係者と対話を重ねながら進めるべく、2カ年で実施する。中長期的な観点を持ち、バックキャストिंगの手法を用いて、実効性の高い計画への改定を目指す。また、姫路市の他の計画との連動性を意識して改定に取り組む。

令和7年度においては、改定に際して現状を把握するために、ビジョンの効果検証や統計データの整理、企業の現状を把握するためのアンケートの実施に加え、経済振興施策関連補助金の評価及び見直しを実施する。さらに姫路市内の当事者(事業者・経営者)と現状のデータを共有し、意見交換を行ったうえで、「目指すべき将来像」「実現に向けた中期方針」「取り組むべき施策」を取りまとめた姫路市経済振興ビジョン改定方針案(以下、「方針案」とする。)を策定する。

### 4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

業務においては、本市の地域性を十分に考慮し、産業振興行政に関する国・県が示す法律・条令・これに基づく計画等を勘案するとともに、本市における計画との整合性を図るものとする。なお、本業務の実施にあたっては、業務の意図および目的を十分に理解し、適切な人員を配置すること。

(1) 各種データ分析・先行研究

本市を取り巻く諸条件や地域資源について基礎データを収集し、現況及び課題を把握できる資料を作成する。市内のみならず、国内、国外の動向も分析し、将来の社会構造を明らかにすること。分析対象データは公的統計データのほか、官公庁やシンクタンクが発出する報告書等十分に信頼できる情報源が発出するものとし、必ず出典情報を明記すること。

また、本市と産業構造や人口構成等に類似性があり、先進的な産業振興推進体制を策定・構築している他都市(国内から2件程度、国外から1件程度)を先行事例として調査し、情報を整理した資料を作成すること。

加えて、10月以降に発注者が提供する、本市が実施する産業振興系の補助金(約30件)の実績等をまとめた「補助金効果検証ファイル」へ、各種データ分析及び先行研究の意見を付し、有用性の評価を行うこと。

(2) 策定体制の運営支援

ビジョン改定にあたり、発注者が開催する会議体の運営支援を行う。

(i) 当事者との意見交換の開催補助

ビジョン改定に際し、事業者、経営者等の当事者と相互に意見を交わす場「意見交換」を4回程度(契約締結前に2回程度実施、年間計6回程度)開催する。ビジョン改定に向け、バックキャストिंगの手法を用い具体的な方向性を協議するための資料作成や会議進行の事前協議を行う。また、意見交換会当日には1名以上参加し、協議録を作成すること。協議録は意見交換会終了後10日以内に発注者へ提供すること。

(ii) 外部団体との協議に向けた補助

経済界のステークホルダーである姫路商工会議所等の関係する外部団体との協議に向け、適宜資料作成を行うほか、情報整理や必要に応じて意見聴取を行うこと。

(3) 「検討懇話会」における適切な有識者の選定

ビジョン改定に伴い令和8年度に開催予定の「検討懇話会」における委員の候補として、バックキャストिंगの観点を基に意見交換やデータ分析に基づき作成した方針案(後述)に関係する分野の有識者をリストアップすること。

「検討懇話会」とは、ビジョン改定に伴い、より多角的な視点から計画の妥当性を議論するため、経済界関係者、労働関係者等本市の産業を支える当事者に加え、学識者および有識者で構成される会議体のこと。令和8年度に開催予定。

(4) 方針案の策定

上記の業務と並行して、本市が目指すべき経済振興の方針案を作成する。方

針案には、将来予測を踏まえたうえで、姫路市の特色を考慮して検討された「目指すべき将来像（長期方針）」、バックキャストिंगの手法を用いて作成した「実現に向けた中期方針」を明記すること。

#### 5 本市から提供可能な資料（情報）

本市が策定、管理する行政計画はホームページに掲載しているが、必要に応じて紙媒体を提供することが可能。特に、姫路市全体の方針を示す「姫路市総合計画」や、経済振興分野と関わりが深い「姫路市中心市街地活性化基本計画」「姫路市観光戦略プラン」「姫路市農林水産振興ビジョン」については、発注者は受託者より求めがあれば可能な限り情報提供を行う。

#### 6 成果品の提出

いずれの成果物においても、クラウドサービス等を介してデータを提出すること。ただし、データ容量が大きくクラウドサービス等を介しての送付が困難な場合等においては、DVD-R等の物理メディアでの納品も可能とする。また、全ての成果物を印刷しまとめたものを10部納品すること。この印刷物は簡易的な製本処理（ホッチキス止め、パイプファイルや紙製ファイルによる取りまとめ等）を施して提出すること。

成果物は、いずれの成果物においても、Microsoft Word・Excel・PowerPointのいずれかとPDFの2種類を提出すること。

##### (1) 方針案を取りまとめたデータ

本業務を通して形成される「目指すべき将来像」「実現に向けた中期方針」からなるビジョン改定に係る方針案を取りまとめた資料。業務期間中に適宜更新していき、業務終了時に最終版を成果物として提出すること。意見交換等で使用するため時点更新版の資料の提供を求める場合がある。A3サイズ2枚で収まる程度に簡潔にまとめること。

##### (2) 各種データ分析結果・先行事例研究報告書

##### (3) 補助金効果検証ファイル（追記し提出）

##### (4) 打合せや協議時に作成した議事録の電子データ

#### 7 成果物の提出場所

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課

#### 8 成果物の提出期限

令和8年3月31日（火）

## 9 その他

- (1) 契約期間中1ヶ月に1回程度、対面又は非対面により業務の進捗状況を報告し打ち合わせを行うこと。開催可否は事業進捗により、発注者及び受託者両者の提案により適宜検討する。
- (2) 前号の議事録を都度提出すること。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- (5) 事業費は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、発注者の検査の後に支払うものとする。
- (6) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (7) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること。